

所得税の申告指導相談会

確定申告書は自分で書いてお早めに

成田税務署では、税理士を指導員とする申告指導相談会を左表の日程のとおり行いますので、ぜひご利用ください。

この申告指導相談会では、公的年金所得のみ、給与所得のみ、また

申告指導相談会

日時	会場	対象者
2月8日(金)	市役所6階 大会議室	年金のみ、給与所得のみ、または給与と年金の両方があり、住宅借入金等特別控除以外の理由で確定申告をする人

この申告指導相談会は、東京国税局から委託を受けた(財)日本税務協会東京支部が責任をもって行います。

たは公的年金と給与所得のみの方の確定申告書作成のアドバイスをを行います(当日は個別の申告相談は行いません)。

相談会には先着順のご案内しますので、混雑している場合は会場内でお待ちいただくことがあります。

会場に持参するもの

参加者全員が持参するもの

- ①筆記用具②電卓③印鑑④還付金の振込先の分かるもの⑤社会保険料控除や生命保険料控除などがある人はその証明書⑥医療費控除のある人は、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額が分かる書類
- 公的年金のみの方は
平成19年分の公的年金などの源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 給与所得のみの方は
平成19年分給与の源泉徴収票の原本(コピーは不可)

申告書作成・相談会場

1月30日(水)～3月17日(月)の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出の会場は、イオンモール成田2階の「イオンホール」になります。

上記の期間中、成田税務署内には「確定申告書作成会場」を設けておりませんので、ご注意ください。※くわしくは成田税務署(☎28-5151)へ。

公的年金と給与所得の両方ある人は

平成19年分の公的年金と給与の源泉徴収票の原本(それぞれコピーは不可)

オンラインで申告が可能なe-Taxをご利用ください

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、確定申告書などが簡単に作成できます。

また、今年確定申告でe-Taxを利用すると、一定の条件の下で5,000円の税額控除が

受けられます。

※市・県民税の申告やそのほかの所得税の確定申告については「広報なりた」2月1日号や区長回覧などをご覧ください。くわしくは成田税務署(☎28-5151)または市税務課(☎20-1513)へ。

住民税

地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、損害保険料控除が変更され、「地震保険料控除」が次のとおり創設されました(所得税にも同様の措置が創設されています)。

対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

内容

地震保険料控除：地震保険料の2分の1相当を控除(上限2万5,000円)

長期損害保険料に関する経過措置：平成18年末までに契約した長期損害保険料については、これまでの損害保険料控除を適用(上限1万円)

両方が適用される場合、控除の上限は2万5,000円です。※くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

冬季の水道

水道管の凍結には十分気を付けて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。凍結を防ぐには布・フェルトなどの保温材で保護するのが一番です。特に、屋外に露出している水道管には次のような注意が必要です。

- 凍結したら、水道管に直接熱湯をかけないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくりかけてください
 - 破裂したらメーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)してください
- ※くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。ニュータウン地区の水道の修繕については、は県水道局成田支所(☎27-2232)へ。

教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に



市では「国の教育ローン」の融資を受けて、高校・大学などに入学する人または在学している人やその親族を対象に、在学期間中最長7年間の利子の半額を補給します。

利子補給条件は金融機関から「国

の教育ローン」の融資を受けていて、次の2つの条件に該当する人

- ①市内に1年以上住んでいる人
- ②市税を完納している人

利子補給の期間は交付決定された月から、在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なものとして返済予定表、住民票(世帯全員が記入されたもの)、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

老人保健

医療費が高額になったら

外来や入院などで、同じ月内の

自己負担額が限度額を超えた場合、老人保健から払い戻しを受けることができます(保険の適用を受けない診療や差額ベッド代などは対象外)。限度額については下表のとおり区分されています。

計算方法は、同じ月内のすべての自己負担分を合算し、入院または外来の限度額を超えた分が支給されます。

高額医療費が支給される人には、受診月の2・3カ月後に手続方法などが記載された「支給申請のご案内」を送付しています。通知が届いた人は早めに手続をしてください。

また、市民税非課税に該当する人は、限度額が減額されますので、負担額減額認定の申請をしてください。

差額ベッド料金を助成

老人保健の対象者が15日以上継続して差額ベッドを利用した場合、料金の助成をしています(ただし、本人の所得制限があります)。

助成限度額は1日1,000円を上限として年度内30日まで申請期限は差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

老人医療受給者および70歳以上の人

負担区分	外来(個人)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%(過去12カ月以内に4回以上高額支給があった場合、4回目以降の限度額は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

- 低所得者Ⅱとは、世帯員全員が市民税非課税
- 低所得者Ⅰとは、世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得が一定基準以下

国民健康保険税・介護保険料

1月下旬に郵送します

平成19年中に支払った国民健康保険税、介護保険料(普通徴収分)の払込証明書は、1月下旬に送付します。還付申告などで、それ以前に証明書が必要な人は、次の窓口で申請してください。

今月の納税

- ①市・県民税(第4期分)
- ②国民健康保険税(第7期分)
- ③介護保険料(第7期分)

納期はいずれも1月16日(水)~31日(木)です。

※くわしくは①税務課(☎20-1513)②保険年金課(☎20-1526)③介護保険課(☎20-1545)へ。

納期内の納付にご協力をお願いします。



○国民健康保険税払込証明書：税務課(市役所2階)、下総・大栄支所税務課
○介護保険料払込証明書：介護保険課(市役所1階)、下総・大栄支所福祉課
※くわしくは税務課(☎20-1513)または介護保険課(☎20-1545)へ。

スプレー缶やカセットボンベ

必ず使い切ってから
指定ごみ袋へ

スプレー缶やカセットボンベ、シンナーなどの容器は、中身を空にしてごみに出さないと、収集のときやリサイクルプラザ・伊地山クリーンセンターで処理するとき、爆発事故や火災などの発生原因となります。

このようなことが発生すると、そこで働く人の安全が損なわれるとともに、機械が破損した場合に、その修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理機能の一部あるいは全部が停止するなどの影響を及ぼします。スプレー缶やカセットボンベは、ガスなどを使い切って穴を開け、シンナーなどの容器は、中身を空にして栓を開けたままか、上ぶたを取って「金

面倒でも必ず行って

スプレー缶(カセット用コンロ・殺虫剤・ヘアスプレー)

ガソリン・灯油・シンナーなどの容器

使い捨てライター

必ず使い切り、火気のない風通しの良い場所で穴を開けてから、「金物・陶磁器類」(下総・大栄地区は「ビン・カン」)のごみ袋へ

必ず中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って材質により分別して、それぞれのごみ袋へ

必ず使い切った後、着火部分を壊し、プラスチックと金物に分別してそれぞれのごみ袋へ



穴を開けて



中身を空にし、上ぶたは分別して



この部分が金属

区間と時間
○ J R 成田駅～薬師堂：午前11時～午後2時
○ 薬師堂～成田山門前(鍋店かど)：午前11時～午後4時
※当日は定期路線バスを含めて車両通行止めとなります。くわしくは成田警察署(☎27-0110)へ。

2月も引き続き
ご協力を

表参道の交通規制
※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

物・陶磁器類(黄色の指定袋)に、下総・大栄地区は「ビン・カン」(黄色の指定袋)に入れ、それぞれ収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。
ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理を依頼してください。
市民の皆さんのご協力をお願いします。

国民健康保険加入者の皆さんへ
医療費通知

市では国民健康保険に加入している人に、1月末に医療費通知を世帯主あてで送付する予定です(ただし、老人保健該当者には別に送付します)。平成17年4月に個人情報保護法が施行されたことにより、世帯主あてで医療費通知を送付する際、あらかじめ加入者から同意を得ることが必要になりました。ただし、毎回同意を得ることが合理的でないことなどから、加入者が拒否の意思表示を行わない場合には、同意が得られたものとして従来どおり世帯主あてで送付します。



今後、世帯主あての医療費通知の送付を希望しない人は、お手数ですが1月18日(金)までに保険年金課にご連絡ください。昨年11月以降に送付を希望されない旨の連絡をしていて、その後変更のない人については、再度連絡する必要はありません。
※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

首都圏中央連絡自動車道
環境影響評価書を
縦覧します

首都圏中央連絡自動車道(大栄(横芝))の環境影響評価についての調査・予測・評価の結果を記載した「環境影響評価書」が作成されましたので、次のとおり縦覧します。
日時：1月18日(金)～2月18日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時30分
場所：市都市計画課(市役所5階)、県都市計画課(県庁中庁舎7階)、県環境政策課(県庁本庁舎3階)
内容：環境影響評価の結果をまとめた評価書
※くわしくは市都市計画課(☎20-1560)または県都市計画課(☎043-1223-3375)、県環境政策課(☎043-223-4135)へ。